

浪江町農業委員会総会議事録 (令和 7 年 3 月定例会)

1 開催日時 令和 7 年 3 月 21 日 (金) 午後 1 時 30 分 から 午後 2 時 03 分

2 開催場所 浪江町地域スポーツセンター

3 出席委員 (11 人) 欠席委員 (1 人)

会長	4 番	菅野 富美恵	(出)
会長職務代理者	1 番	鈴木 敬二郎	(出)
委員	2 番	松田 孝司	(出)
	3 番	岡 高志	(出)
	5 番	中野 弘寿	(出)
	6 番	小澤 英之	(出)
	7 番	高野 順	(欠)
	8 番	加藤 修	(出)
	9 番	川島 優	(出)
	10 番	柴野 正男	(出)
	11 番	武藤 栄治	(出)
	12 番	三瓶 徳久	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員 (15 人)

浪江地区担当	畠山 行男	苅野地区担当	藤田 一宏
幾世橋地区担当	鎌田 光男	苅野地区担当	高野 諭吉
幾世橋地区担当	廣内 忍	苅野地区担当	吉田 あや子
幾世橋地区担当	木幡 裕秋	苅野地区担当	松本 善郎
請戸地区担当	脇坂 薫	苅野地区担当	笠井 宏光
大堀地区担当	遠藤 定郎	津島地区担当	今野 勝彦
大堀地区担当	山田 勝広	津島地区担当	木幡 一郎
大堀地区担当	半谷 祥一		

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (所有権移転)	1 件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (賃借権設定)	1 件
議案第3号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し審議の件	2 件
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 (賃借権設定)	3 件
議案第5号	令和7年度浪江町標準労働賃金協定表について	
議案第6号	利用状況調査による非農地判断について	

6 事務局職員

事務局長	金山 信一
事務局次長	長沼 和也
事務局係長	国分 丈典
事務局員	吉田 奈津子
事務局員	西谷地 勝成

議長 それでは、只今より 3 月定例会を開会いたします。
ただいまの出席委員数は 11 名でございます。また、推進委員数は 15 名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。
まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり、10 番柴野委員および 11 番武藤委員にお願いいたします。

 それでは、議案の審議に入ります。
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書 2 ページ 1 番読み上げ)

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

松本推進委員 酒田、西台、藤橋担当の松本です。
藤橋地内におけます売買による所有権移転の報告です。譲渡人〇〇さんとは、3 月 19 日に電話で確認を取りました。大坪にある畑なんです。高齡で現在福島市に居住を構えているため、なかなか管理が出来ないということです。隣が〇〇さんの畑ということもありまして相談したところ、譲受人〇〇さんも果樹の栽培を計画しており、規模拡大を図る点から、売買購入というかたちで譲り受けることになりました。〇〇さんは、本人含め息子さんが休みの時など一緒に作業をするということです。トラクターなども 3 台ほど用意してありまして管理には問題ないかと思います。以上所有権移転の審議よろしくお願いいたします。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑なし)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第 1 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
議案第 1 号 1 番は原案のとおり承認を与えます。

 つづきまして、
議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 賃借権設定 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書 12 ページ 1 番読み上げ)

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

今野推進委員

津島地区の今野です。

貸主の〇〇さんに3月14日に電話で話を聞くことが出来ました。〇〇さんは最近足腰が弱く、自分で農業をやることが出来なくなり、このままでは畑が荒れてしまうので誰か借りたい人はいないかと役場の方に話をしたそうです。畑を探している〇〇さんを紹介されて申請に至ったと言っておりました。また、借主の〇〇さんにも電話で聞き取りをしたところ、現在福島市でりんごと桃を栽培していますが、最近福島市の気温が温暖化の影響で高くなってきており、リンゴの品質が悪くなってきている。そこで浪江町役場の方にリンゴの栽培に適した土地はありませんかと相談したところ、津島がよいのではないかと〇〇さんを紹介して頂いたということです。また、〇〇さんは農機具が揃っており、消毒などの作業をするとき周辺地域にはご迷惑を掛けないようにいたしますということでありますので、問題ないかと思いますが審議のほどよろしく願いいたします。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第2号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第2号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

申請地の位置は、29、30 ページをご覧ください。現在さけの採捕施設を整備している北側にある農地です。

農地の種類は、北側に広がる10ha以上の一団の農地と接続していますので、第1種農地となります。

第1種農地は、原則転用が不可となっておりますが、3年内の一時転用となっておりますので、立地基準は問題ありません。転用の期間については、25 ページの中段に記載がある通り、許可日から3年の計画となっています。

本日追加でお配りしました33 ページの土地利用計画図をご覧ください。東側より出入りし、被覆ブロック等の製作と置場、土砂の仮置場として使用する計画となっております。

一般基準の資力については、町の予算書を提出いただき、事務局で問題ないことを確認しております。

周辺農地への影響ですが、排水や日照等、特段問題がないと考えられます。

本案件は、3,000 m²を超える事案ですので、当委員会の承認後、福島県農業会議常設審議委員会に諮り、常設審議委員会の意見を付して県に進達いたします。

説明は以上です。よろしくお願いします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

廣内推進委員 幾世橋地区担当の廣内です。
申請者の浪江町さんとは、17 日の現地調査で担当者の農林水産課の岩尾さんとお話をさせていただきました。さけ築場の整備工事に関して基礎ブロック等の制作場所及び基盤、河川内の撤去した土砂の仮置き場として一時転用したいとのことでした。許可を受けたい土地は現場に近く町所有の畑ということです。砂利や鉄板を敷き耕地を掘り返さないようにしますとのこと。周辺の農地に支障を及ぼすような工事にはならないということで、工事終了後は砂利鉄板等は撤去し、転用前と同様な状態に戻しますというようなことでございます。問題は無いと思いますので審議よろしくお願いします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

加藤委員 8 番加藤です。
3 月 17 日に現場を委員長とともに確認してまいりました。基本のご説明がありましたとおり、しっかりと計画されております。また 3 年以内ということもありまして、問題は無いのかなと思って現地を確認してまいりました。皆さんのご審議のほどよろしくお願いします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第 3 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 3 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件 賃借権設定 1 番についてですが、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、○番○○委員の退席を求めます。
暫時休議いたします。
(○○委員退席)
再開いたします。

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件 賃借権設定 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします(議案書 35 ページ 1 番読み上げ)

申請地の位置は、42、43 ページをご覧ください。
農地の種類は、農用地区域内農地です。農用地区域内農地は、原則転用が不可となっておりますが、3 年以内の一時転用となりますので、立地基準は問題ありません。転用の期間については、38 ページの中段に記載がある通り、2 年 6 カ月の計画となっております。
土地利用計画図は、45 ページをご覧ください。駐車場、事務所として利用する計画となっております。
50 ページをご覧ください。申請地の北西部分について顛末書が提出されています。すでにアスファルト敷になっており、長年このような状態であることから、現状のまま使用させてほしいとのことです。
一般基準の資力については、通帳の写しを提出いただき、事務局で問題ないことを確認しております。
周辺農地への影響などですが、排水について適切な処理がなされる計画となっております、特段問題ないと考えられます。
本案件は、3,000 ㎡以下の一時転用の事案ですので、当委員会が許可権者となっております。
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

吉田推進委員 荊野地区担当の吉田です。
設定人〇〇さんとは 3 月 18 日室原の自宅に訪問して確認をしました。申請地は、今休耕している状態なので、〇〇〇の事業の必要性を理解したうえで貸すことを決めたとのことです。被設定人〇〇〇株式会社担当の〇〇さんとは 3 月 19 日電話で確認をしました。福島原子力発電所事故により営業が停止され、その後の避難によって管理不能となり、残地された旧有限会社〇〇〇所有の全ての資産、設備、機械、機械装置、販売資産を事業系廃棄物として、撤去及び搬出処理を行うこととなったため、搬出において道路の幅員が狭く交差出来ないこと、待機しなければならないことから搬出車両の待機場所が必要となった。申請地は搬出場所から近く利便性がよい。また車両の待機場所としての必要面積が確保することが出来るので決めたとのことです。以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

加藤委員 3 月 17 日この現場を確認してまいりました。基本的には、一番問題になるところは顛末書に書いてある部分でございます。転用するところは基本的に田んぼになっていて支障のない状態になっている、見た限りでは承認しても問題は無いかなと思って現地を確認してまいりました。皆さんのご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第 4 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)

起立多数であります。よって議案第4号1番に原案のとおり承認を与えます。

ここで○番○○委員の入室を認めます。暫時休議いたします。
(○○委員入室)
再開いたします。

つづきまして、
議案第5号 令和7年度浪江町標準農業労働賃金協定表の決定について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書51ページ 読み上げ)
1月、2月の定例会後の報告事項において、協議頂き決定した内容となっています。
説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第5号に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第5号に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、
議案第6号 利用状況調査による非農地判断についてですが、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則第18条の規定により、○番○○委員の退席を求めます。
暫時休議いたします。
(○○委員退席)
再開いたします。

議案第6号 利用状況調査による非農地判断について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書53ページから56ページ 読み上げ)

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番委員 はい。質問。

議長 6 番委員。

小澤委員 何点かちょっと確認させて頂きたいと思います。
まず現況が、山林が 2 筆、宅地 1 筆というふうなことで、どういうふう
に考えたらいいか。要するに、地目は宅地で途中で農地扱いになっ
てて今回外すとか。その経緯の説明をお願いしたいのが 1 点です。
それから、遊休農地の現況の中に連たんが困難だと記載があるんです
が、これの解釈をどのように捉えたらよいのかの 2 点お願いしたいと
思います。

議長 それでは事務局より説明をいたします。

事務局 まず地目のことについてご説明させて頂きます。こちら議案書の中に
宅地が 1 筆、山林が 2 筆。宅地が〇〇〇番〇でございまして、こちら
議案書の方には出てきませんが農地台帳上の現況が畑でございます。
それから山林の方が酒田、〇〇〇-〇、〇-〇、ございまして、こちらは
同じく農地台帳上現況が畑となっておりまして、農地台帳に記載さ
れている農業委員会として管理している農地ということでございま
すので、今回は登記地目で議案上は表示させていただいておりますので、
そのまま記載されたかたちで載せさせて頂きました。次に、連たんが困
難なというお話ですが、こちらに付きましては、山間部で山林に囲まれ
た農地や、同じようなかたちで住宅地の中にある農地とか、周りの農地
と一体的に使うことが難しいようなところですね。そういったところ
を連たんが困難ということで上げさせて頂いています。説明は以上でご
ざいます。

小澤委員 分かりました。

議長 その他質疑ございませんでしょうか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第 6 号に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 6 号に原案のとおり承認を与えま
す。

ここで〇番〇〇委員の入室を認めます。

暫時休議いたします。

(〇〇委員入室)

再開いたします。

以上で、本日上程されたすべての議事が終了しました。

令和 7 年 3 月 21 日

開始時刻 午後 1 時 30 分

終了時刻 午後 2 時 03 分

議 長

議事録署名人 (10 番)

議事録署名人 (11 番)